破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３号

岐阜市早田栄町四丁目２０番地
清算株式会社　株式会社オデオン
代表者代表清算人　長谷川　佑美

１　決定年月日　令和８年７月３日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００１号

長野市鶴賀権堂町２３１２番１号
清算株式会社　シソーラス株式会社
代表清算人　　荒　井　雄　彦

１　決定年月日　令和８年７月３日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

２　弁済の方法

（１）本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

（２）割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び免除

１　免除

協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。

２　新たな財産が発見された場合の弁済

（１）本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は一般債権者に対し、一般債権者の各残元本額に応じて当該残額を按分弁済する。

（２）（１）による弁済を行った場合は、１に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で（１）に基づく弁済時に遡って効力を失う。

以上

長野地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始